

## 令和7年度第1回弘前市都市計画審議会

### 議事録

会議の名称	令和7年度第1回弘前市都市計画審議会	
開催年月日	令和7年11月19日（水）	
開始・終了時刻	13時30分～14時00分	
開催場所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室	
議長の氏名	弘前大学教育学部特任教授 北原 啓司	
出席者	会長 北原 啓司 委員 土井 良浩 委員 大橋 忠宏 委員 蛭名 正樹 委員 工藤 賢生 委員 樋川 篤子	委員 田中 秀樹 委員 齋藤 嘉春 委員 阿保 博実 委員 前田 優考 委員 島 浩之
欠席者	委員 松橋 武史 委員 佐藤 大氣	
事務局職員の職氏名	都市整備部長 小山内 孝紀 都市計画課長 小倉 洋幸 都市計画課長補佐 佐々木 正和 都市計画課計画係長 斎藤 佳太	上下水道部総務課長 中村 洋幸 上下水道部総務課長補佐 鎌田 孝教 上下水道部総務課主幹兼企画係長 高屋 憲幸 上下水道部総務課企画係技師 神 圭一郎 上下水道部総務課企画係技師 須藤 舜星
会議の議題	1 開会 2 議案審議 (付議案件) <b>【議案第1号】弘前広域都市計画下水道の変更について（弘前市決定）について</b> 3 閉会	

# 令和7年度第1回弘前市都市計画審議会

## 会議内容

- 1 開 会
- 2 議案審議
- 3 閉 会

---

【13：30 開会】

### 令和7年11月19日 都市計画審議会 議事録

#### 1 開 会

(事務局)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和7年度第1回弘前市都市計画審議会を開催いたします。本日の司会進行を務めます、都市計画課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それではこれより議案審議に入らせていただきます。

初めに、お手元の配付資料を確認いたします。事前に送付しておりますものが次第、議案第1号計画書、そして参考資料として、議案第1号説明資料となっております。その他、本日委員名簿と席図をお配りしております。不足等がございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

なお、本日は松橋武史議員があらかじめ予定されていました市議会所属会派による県外の行政視察のため、そして弘前警察署長の佐藤大氣委員が所用のため、2名が欠席となっておりますが、委員13名のうち11名出席により、弘前市都市計画審議会条例第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、都市計画審議会条例第5条第2項により会長が会議の議長になり、会務を総理することとなっておりますので、北原会長進行の方お願ひいたします。

#### 2 議案審議

(北原会長)

今定足数の報告がございましたように、満たしておりますので早速議案審議に入りたいと思います。

今回の案件は議案第1号 弘前広域都市計画下水道の変更についてとなっています。

この件は前回までの会議の中でも情報をいただいておりましたが、前回出席になってなかつた方もいらっしゃいますので、その辺りも含めて丁寧にご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(高屋主幹兼係長)

上下水道部総務課の高屋と申します。よろしくお願ひします。

北原会長からもお話をありがとうございましたが、弘前広域都市計画下水道の変更について、今年の2月には、下水道をどのように変更するかについて説明し、またその時にはまだ具体的に道路の境界であるとか、敷地の境界であるとか、細かい線が決まっていなかったので、決まり次第またご説明するということもお伝えしておりました。

今回、お手元の図面にございます通り変更する区域の線が決まりましたので、ご説明させていただきます。

### 1 ページ目、弘前市の下水道についてご説明いたします。

当市の下水道は公共用水域の水質保全と地域住民の生活環境の改善を目的として、昭和37年度から、弘前市単独公共下水道区域内において下水管渠などの整備を進め、弘前市下水処理場が完成後の昭和48年6月に下水の処理が開始されております。

また、昭和54年から当市を含む岩木川流域の4市3町1村の汚水を処理するための岩木川流域下水道事業を開始し、岩木川浄化センターが完成後の昭和62年4月に下水の処理が開始されております。

平成27年度において、弘前市単独公共下水道区域内の汚水を隣接する岩木川浄化センターへ統合し、現在、弘前市下水処理場では雨天時の雨水処理施設となっております。

こちらの図のとおり、弘前市下水処理場、そして下水処理場に隣り合っている青森県の岩木川浄化センターが、弘前市の津賀野という場所にございます。

### 2 ページをご覧ください。

2 弘前市の都市計画下水道についてご説明いたします。下水道は都市計画に定められるべき都市施設であり、都市の諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形づくる施設として都市計画決定するもので、市では、昭和36年度に都市計画決定しております。昭和37年度から順次整備を進め、令和6年度末時点の公共下水道整備率は89.0%となっております。

### 3 ページをご覧ください。

都市計画下水道の現在の計画は下記のとおりです。下水道の名称は弘前公共下水道です。排水区域ですが、汚水は約3,999ヘクタール、雨水は約2,543ヘクタールです。

下水管渠ですが、汚水は東部第1号幹線と中部第1号幹線、雨水は放流管渠です。その他施設として、弘前市下水処理場1箇所、中継ポンプ場4箇所となっております。

そのうち今回変更する項目は、こちらの赤い枠で囲われている通り、①排水区域の汚水面積②排水区域の雨水面積③下水管渠の汚水東部第1号幹線の終点位置となります。

今回変更する項目である①から③についての変更内容につきましては、次のページ以降でご説明いたします。

### 4 ページをご覧ください。

初めに下水道排水区域の汚水面積変更ですが、変更前の面積は約3,999ヘクタール。変更後の面積は約3,553ヘクタールで約446ヘクタール縮小いたします。

お手元に参考資料として、変更する箇所を示したA3版の図面をお渡ししております。下水道が整備されていない市街化調整区域の未整備地区を、都市計画決定している下水道排水区域から削除します。お手元のA3図面では、黄色に着色されている部分となります。削除部分は452ヘクタールとなります。

次に、元々下水道の排水区域から外れていたところに、民間の開発事業により、新たに下水道の整備が整備された区域を下水道排水区域に追加します。具体的な場所をご説明します。A3図面の18ページをご覧ください。弘前運動公園の周辺で民間の事業者が下水道の本管を埋設した部分を今回追加した箇所となります。追加は6ヘクタールとなります。図面では赤色に着色されております。

その結果として、市街化調整区域の未整備地区マイナス452ヘクタールと、民間開発による新たに下水道が整備された区域のプラス6ヘクタールを相殺しますと、446ヘクタールの縮小という形になります。

5ページをご覧ください。

市街化調整区域の部分を削除する理由について説明いたします。

下の図の左側の茶色で示した折れ線グラフをご覧ください。下水道処理開始区域内の人口減少に伴い、下水道使用料収入は10年後のR15にはR6と比較して2億4千4百万円の減少となる見込みです。

次に、右の図をご覧ください。こちらは管渠の法定耐用年数である50年を超える老朽化の割合を示しています。この老朽化の割合は、R35年度では管渠全体の90%を占めております。そういう状況のため、維持管理費並びに改築費が今後増加していく見込みとなるものです。

左側のグラフをご覧ください。左側の図の青で示したこの棒グラフが下水道施設の改築費用となります。R9～R15の下水道施設改築費用は、R6～R8の改築費用平均と比べ約2.8倍に増加となる見込みとなります。

以上のことから、下水道使用料の減少や改築費の増加、そして今後、老朽化等に伴う更新が必要な管渠の増加を鑑みて下水道事業会計を精査した結果、新たに下水道本管の整備ができないと判断したため、下水道の排水区域を変更するものでございます。

6ページをご覧ください。雨水の面積の変更についてご説明いたします。

下水の排水区域、雨水の面積ですが、変更前は約2,543ヘクタール。変更後は約2,542ヘクタールで、約1ヘクタール縮小いたします。

雨水の面積区域そのものは変わりませんが、今回雨水の排水区域を再計測した結果、面積が約1ヘクタール縮小しましたので変更するものでございます。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

4③汚水東部第1号幹線の終点位置変更についてご説明いたします。下水管渠の汚水東部第1号幹線の終点位置ですが、変更前は弘前市大字城東北三丁目、変更後は弘前市大字和泉二丁目となります。

終点位置を変更する理由ですが、都市計画下水道で定める污水管渠の考え方は、1,000ha程度の排水区域面積を担う主要なものとなっておりまして、東部第1号幹線が担う排水区域面積及び幹線管渠延長を再計測した結果、終点位置が変更となったものです。

最後に8ページをご覧ください。

今回の都市計画下水道の変更のスケジュールをご説明いたします。都市計画変更を変更する際には、広く周知を行い、住民や関係者の皆様が都市計画決定手続きに参加する機会を設けるため、下記のとおり手続きを行いました。

初めに、令和7年8月12日に都市計画変更原案説明会を開催しております。また、この説明会に出席できない皆様へ周知を図るため、8月12日から8月25日まで原案の閲覧を行っております。この期間中に公聴会において意見陳述を行う場を設ける公聴会を9月8日としておりましたが、公述の申し出がなかったため、開催を中止しております。

都市計画変更原案の手続きにおいて原案に対する意見などがありませんでしたので、原案から都市計画変更案へ名称を変えて、10月3日から10月17日まで変更案の公告及び縦覧、意見書の提出の機会を設けましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日、都市計画に関する事項の調査審議などを行う都市計画審議会において都市計画変更案についてご審議いただいており、議決された場合は、都市計画変更が決定される流れとなります。時期といたしましては、12月下旬を予定しております。

以上、都市計画変更の下水道の変更についてご説明いたしました。

(北原会長)

ありがとうございました。

現在の下水道の変更についてとその理由についてご説明いただきました。今の話につきまして、ご質問、ご意見ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

姥名委員どうぞ。

(姥名委員)

確認事項です。令和7年度の予算で、産業用地整備促進事業ということで産業用地の適地選定業務委託料が計上されています。

今回削除する区域が、仮に今後、産業用地の適地として選定された場合、もう1回本審議会で審議のうえ、再選定という形となるのでしょうか。

(高屋主幹兼係長)

商工部局から具体的な場所というのは、まだ私たちに示されてないのですが、仮にその場所が今回黄色で示したところになった場合は、改めて都市計画変更を行い、排水区域を編入する手続きを行うことになります。

(北原会長)

その手続きしかないわけですよね。

(姥名委員)

実際その手続きを踏んだときに、今回決定したこととの整合性は問題にならないのですか。

(高屋主幹兼係長)

再度都市計画決定を行う際は、市として産業用地を整備するということが決定理由となりますので、今回削除する理由とはまた別のものとなります。こういった理由で以前に変更したが、市としてここに産業用地を作るためには下水道が必要なので、今回都市計画を変更し改めて編入するという説明になると考えています。

(北原会長)

そういうことでよろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。

もし何もご意見がなければ、これを進めるかどうかについてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ではお諮りいたします。今日ご説明いただきました議案第1号は原案の通りとしてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。ではご異議がございませんので、議案第1号は原案の通りとして可決いたします。

以上をもちまして本日の審議自体は終わりますので、進行を事務局にお返しいたします。

### 3 閉　　会

(事務局)

北原会長ありがとうございました。

本日は全てこれで終了となります。次回の会議は来年2月の開催を予定しております。

開催日等が決まり次第、改めてご連絡申し上げますのでよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

【14：00　閉会】